

<10 連休に伴う児童手当の手続きについて>

2019 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までは、市役所が閉庁となりますので、児童手当の申請が遅れないようお願いします。

児童手当は、原則申請月の翌月分から支給となりますが、誕生日・転入日（転出予定日）が月末に近い場合は、申請日が翌月になっても誕生日・転入日（転出予定日）の翌日から数えて 15 日以内に申請があれば、申請月分から支給されます。

申請が遅れますと遅れた月分の手当は受給できなくなりますので、ご注意ください。

2019 年 5 月分からの児童手当を受給するための申請期限は、次の表のとおりです。

誕生日・転入日 (前住所地での転出届に記載した転出予定日)	申請期限
4 月 11 日	4 月 26 日 (金)
4 月 12 日～4 月 22 日	5 月 7 日 (火)
4 月 23 日	5 月 8 日 (水)
4 月 24 日	5 月 9 日 (木)
4 月 25 日	5 月 10 日 (金)
4 月 26 日～4 月 28 日	5 月 13 日 (月)

※上記申請期限までに申請できない方はびったりサービスでの電子申請や郵送での申請も受け付けています。なお、4 月 26 日以降に郵送された場合、10 連休後の 5 月 7 日 (火) が申請日となりますのでご注意願います。

また、不足書類があった場合やマイナンバーや通帳の確認のため、平日に子ども課へ来庁していただく必要がありますのでご了承願います。

<びったりサービス URL>

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>